

事務連絡
平成30年3月30日

各都道府県
各指定都市
各中核市

公拡法担当課長 殿

国土交通省土地・建設産業局
総務課公共用地室 課長補佐

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」
を受けた先買い土地の有効活用の促進について

平成28年の地方分権改革に関する提案募集における「「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和」の提案については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（別紙）が平成29年12月26日に閣議決定されたところである。

この対応方針に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）の規定により取得した先買い土地の有効活用を促進するため、下記の点に留意し、都市再生整備計画を作成する市町村の担当部局等とも連携を深め、取り組まletak通知する。

なお、本通知については、貴団体の設立に係る土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社並びに港務局に周知いただくとともに、都道府県からは、貴管下市区町村（指定都市及び中核市を除く。）にも周知いただくようお願いする。

記

- 1 先買い土地については、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都再法」という。）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に同条第2項第2号又は第3号の事業を記載することにより活用することが可能であること
- 2 都市再生整備計画は、交付金を充てて事業を実施しようとする場合を除き国土交通大臣への提出等は不要であること
- 3 都再法第46条第2項第2号イの事業については、同事業により整備する施設が公共公益施設に当たるかどうかを市町村が判断し、都市再生整備計画に記載するものであること

また、公拡法第9条により買取り目的とは異なる事業や暫定利用に供された事例（別添1）、地域のニーズに応じた先買い土地の活用を促進するため地方公共団体において内部連携を図っている事例（別添2）を添付したので、参考とされたい。

(先買い土地についての相談窓口)
国土交通省土地・建設産業局総務課
公共用地室 横沢、竹田、花井
TEL 03-5253-8111 (内線 30148、30146、30145)